

## 宮古市スポーツ合宿事業費補助金交付要綱

令和元年7月2日宮古市告示第18号

(一部改正) 令和2年3月27日宮古市告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツ合宿を誘致することにより、市民の競技力の向上に資する機会を醸成するとともに、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、スポーツ合宿に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ団体 スポーツの競技者及び指導者の合計の人数が10名以上で構成される市外の団体をいう。
- (2) スポーツ合宿 スポーツ団体が、技術の向上を目的として、練習、研修等を行うために宿泊することをいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律138号）第2条に規定する旅館業を営む市内の施設をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内でスポーツ合宿をするスポーツ団体であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 宿泊施設に連続して2泊以上宿泊すること。
- (2) 各種大会、会議等への参加を目的とするものでないこと。
- (3) 営利を目的とするものでないこと。
- (4) 公序良俗に反しないものであること。

2 スポーツ合宿を実施するためにフェリー（北海道室蘭港を出発し、宮古港又は八戸港に到着する便に限る。）を移動手段として利用するスポーツ団体に対する前項第1号の適用については、同号中「2泊以上」とあるのは、「1泊以上」とする。

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第4条 補助の対象となる経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとするスポーツ団体は、スポーツ合宿を開始する日の1月前の日までに、次条に規定する申請書その他の関係書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請書等の様式)

第6条 規則第4条に規定する申請書は、次のとおりとする。

- (1) 宮古市スポーツ合宿事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 宮古市スポーツ合宿事業計画書（様式第2号）
- (3) 宮古市スポーツ合宿収支予算書（様式第3号）

(4) 宮古市スポーツ合宿参加者名簿（様式第4号）

（変更の承認申請）

第7条 規則第6条第1項第1号から第3号までの規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、宮古市スポーツ合宿事業費補助金計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長がこれを適当と認めたときは、当該申請をした者に対し、宮古市スポーツ合宿事業費補助金計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 規則第7条の規定による通知は、宮古市スポーツ合宿事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）によるものとする。

（申請の取下期日）

第9条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（事情変更等による決定の取消し又は変更の通知）

第10条 規則第9条、第12条及び第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は補助事業の内容を変更した場合の通知は、宮古市スポーツ合宿事業費補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第8号）により当該取消し、又は変更の日から起算して15日以内に行うものとする。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による報告は、次に掲げる報告書その他の関係書類とする。

(1) 宮古市スポーツ合宿事業費補助金完了実績報告書（様式第9号）

(2) 宮古市スポーツ合宿事業実績書（様式第2号）

(3) 宮古市スポーツ合宿収支決算書（様式第3号）

(4) 宮古市スポーツ合宿事業宿泊証明書（様式第10号）

(5) 別表に規定する対象経費に係る領収書又はその写し

2 前項の報告は、完了した日から起算して30日以内に行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による通知は、宮古市スポーツ合宿事業費補助金額確定通知書（様式第11号）によるものとする。

（補助金の交付）

第13条 規則第16条の請求は、宮古市スポーツ合宿事業費補助金交付請求書（様式第12号）によるものとする。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月2日から施行し、平成31年4月1日以後に実施したスポーツ合宿に係る補助金から適用する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	対象経費	補助金の額	補助限度額
1	宿泊費	1,000円に延べ宿泊者数を乗じて得た額	スポーツ合宿1回あたり100万円とする。
2	施設使用料及び附属設備使用料	施設使用料及び附属設備使用料の合計額に2分の1を乗じて得た額	

備考

- 1 この表において「延べ宿泊者数」とは、スポーツ合宿の初日から最終日までにおいて、宿泊施設に宿泊した延べ人数をいう。
- 2 この表において「施設使用料及び附属設備使用料」とは、宮古市が管理する施設の利用に係る使用料をいう。